

平成30年度寒河江駅前自由市場出店者募集要項

1 自由市場の概要

(1) 基本コンセプト

駅前をはじめとする市街地に賑わいのある夢空間を創出するため、みこし公園を中心に寒河江駅前自由市場【さがえ ちえり～マルシェ】を開催し、市内外の特産品や海産物、オリジナル商品等、魅力ある物品の直売等を行います。今年度は、通常開催は4回、朝市を6回とし、全部で10回開催する。

(2) 開催スケジュール

【通常開催】

期 日	備 考
平成30年 6月 3日 (日) 開催時間 午前10時～午後3時	寒河江駅前みこし公園を会場に、毎回テーマを設定して開催するほか、来場者イベントなども実施します。 ※開催日や開催時間は、追加・変更する場合があります。
平成30年 7月14日 (土) 開催時間 午後4時～午後8時	
平成30年 8月26日 (日) 開催時間 午前10時～午後2時	
平成30年10月28日 (日) 開催時間 午前10時～午後2時	

【朝 市】

期 日	備 考
平成30年 6月 9日 (土)	寒河江駅前みこし公園を会場に、軽トラック等での販売になります。テントは使用しません。農産物や特産品などを直売します。 開催時間 午前6時30分～午前7時30分 開催日や開催時間は、変更する場合があります。 ※平成30年11月10日 (土) のみ 開催時間 午前7時～午前8時
平成30年 7月14日 (土)	
平成30年 8月11日 (土)	
平成30年 9月 8日 (土)	
平成30年10月13日 (土)	
平成30年11月10日 (土)	

(3) 自由市場運営委員会

自由市場に出店する者で運営委員会を組織し、出店にあたってのルール等について協議して、意思統一を図り、企画、運営、実施を行います。

2 出店者の要件

- (1) 農作物や市内外の特産品や海産物、オリジナル商品等を販売する者を募集します。なお、現在出店している者と販売品が重複する場合には、出店をお断りする場合があります。
- (2) 販売品のうち、包装してあるものについては、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）等の表示基準に基づき適正な表示をすること。
- (3) 食品衛生法の仮設営業許可が必要な食品の販売を行う者は、県村山総合支庁生活衛生課（村山保健所内）から該当営業許可を取得すること。
- (4) 品質については万全を期し、自由市場の評判を高めるものであること。

3 会場の設営・出店方法

- (1) 出店者数は24ブースを上限とし、出店スペースは、原則として1出店者あたり1ブース（1.5間×2間のテント）とする。テントは運営委員会が準備するが、テントの設営は出店者自らが行うものとする。会場の関係上、ブースの正面の長さ（間口）については、1.5間を原則とする。
- (2) 1ブースに机とイスを運営委員会で準備します。それ以外の販売に必要な用度品（買物袋、冷蔵ケース等）は出店者が用意する。
- (3) 出店の際の出店料は、次のとおりとする。

	通年参加	単独参加
通常開催	3,000円	1,000円
朝市	—	—

※県外からの出店者、学校関係の出店者については、出店料は無料とする。

また、会場の電気を使用する場合又は運営委員会で準備した発電機を使用する場合は、実費として1,000円を徴収する。

- (4) 出店準備は、出店者自らが行うものとし、販売品の搬入及び搬出は、出店者自らの責任において行うものとします。
- (5) 1出店者につき1台の駐車場を確保するものとし、販売品の搬入及び搬出の際の会場への乗り入れについては、運営委員会の指示に従うものとします。

4 出店の申込み

- (1) 出店を希望する者は、別紙様式によりFAXで市商工推進課に申し込むものとします。次のいずれかに該当する者は、申し込むことができません。なお、暴力団関係者排除のため、警察の協力を得て出店者の確認を行う場合があります。
 - ① 出店を希望する者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくはその関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が法人等の経営に実質的に関与しているとき。
 - ② 出店を希望する者等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」とい

う。)の威力又は暴力団関係者を利用しているとき。

- ③ 出店を希望する者等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 出店を希望する者等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤ 出店を希望する者等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(2) 自由市場についての問合せは、下記にご連絡ください。

山形県 寒河江市 商工推進課 商工振興係

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

電話 0237-86-2111 (内線421)

FAX 0237-86-7220